

肉用牛肥育経営安定交付金制度における標準的販売価格の算出 に係る牛枝肉取引価格等の収集・提供の実施について

平成30年12月26日付け30農畜機第5252号-1
令和元年5月27日付け元農畜機第1345号
令和3年3月31日付け2農畜機第7454号-1
令和4年3月28日付け3農畜機第6992号

独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱（平成30年12月26日付け30農畜機第5251号。以下「交付要綱」という。）第4の6の（1）のアに規定する標準的販売価格について、同（2）のアにおける主産物価格の算定に当たり、地域の取引実態を反映するため、交付要綱別表2に定める品種の区分（以下「品種の区分」という。）ごとの肉用牛の枝肉取引データ（以下「牛枝肉取引データ」という。）の提供を都道府県に依頼し、その収集及び公表を行うこととする。

1 牛枝肉取引データの収集対象

以下に掲げる牛枝肉取引データとする。

- (1) 農業協同組合、農業協同組合連合会又は地方公共団体等により食肉用の卸売取引のために定期的に開設される市場であって、開設者が定めた業務規程等業務運営に関する規則において相対取引の方法を定め、これに基づき、農林水産省大臣官房統計部から牛枝肉価格が公表されている25か所の卸売市場（以下「25市場」という。）に準拠して公正に取引されている市場（以下「食肉センター等」という。）で取引された牛枝肉取引データ
- (2) 25市場以外であって、食肉用の卸売取引のために定期的に開設された食肉市場において、せり売により取引され、公表されている牛枝肉取引データ
- (3) 生産者団体等に委託し、食肉センター等が定めた業務規程等業務運営に関する規則において相対取引の方法を定め、これに基づき、販売された牛枝肉取引データ
- (4) 25市場における牛枝肉取引データ

2 牛枝肉取引データの枝肉価格

以下に掲げる品種の区分ごとの1キログラム当たりの枝肉価格（1頭ごとの枝肉の取引価格を取引重量で除した価格で、皮・内臓等の価額を含まないものとし、と畜手数料、検査料その他の手数料を控除しない枝肉そのものの価格をいう。以下同じ。）とする。ただし、牛枝肉を全て廃棄したもの又は肉用牛の販売価格が0円であったものは収集対象から除くものとする。

- (1) 肉専用種 黒毛和種去勢の肉用牛の枝肉価格
- (2) 交雑種 交雑牛めす及び去勢の肉用牛の枝肉価格
- (3) 乳用種 乳牛去勢の肉用牛の枝肉価格

3 収集するデータ

以下に掲げるデータを収集するものとする。

- (1) 取引日（売買が成立した日をいう。以下同じ。）
- (2) 個体識別番号
- (3) 品種
 - ア 肉専用種 黒毛和種
 - イ 交雑種 乳牛と和牛、乳牛と外国種との交雑種
 - ウ 乳用種 乳用種の牛
- (4) 性別
- (5) 規格（平成29年1月25日農林水産省告示第134号第6条に定める事項についての規格をいう。以下同じ。）
- (6) 枝肉重量（kg/頭）
- (7) 枝肉価格（円/kg）
- (8) と畜施設名（牛枝肉取引データを生産者団体等から収集する場合）

4 データ提供方法

機構は、都道府県に対し、1月を単位とし、当該月末日までに取引のあった全ての牛枝肉取引データについて、別紙様式1及び別紙様式2により、電子メールにより、翌月の15日までに提出するよう依頼するものとする。

なお、1の(2)の食肉市場であって、各品種の規格並びに規格ごとの取引頭数、平均枝肉重量及び平均枝肉価格を公表している場合にあっては、別紙様式2に代えて別紙様式3により提出できるものとする。

5 公表

機構は、主産物価格の算定に当たって、都道府県から提供を受けた、又は自ら収集した牛枝肉取引データを集計し、品種の区分ごとの平均枝肉価格及び平均枝肉重量を機構ホームページにて公表するものとする。

また、品種の区分ごとに牛枝肉取引データを利用した都道府県名について公表するものとする。

6 機密保持

機構は、入手したデータについて、独立行政法人農畜産業振興機構が保有する個人情報等の適切な管理のための措置に関する規程（平成17年3月30日付け16農畜機第5436号）に準じて取り扱うこととする。

また、本収集で知り得た事項の取り扱いについては、本制度における主産物価格の算定以外には使用しないものとする。

附 則

この規程は、平成30年12月30日から施行する。

附 則（令和元年5月27日付け元農畜機第1345号）

この規程の改正は、令和元年5月27日から施行し、平成31年4月1日以後の期間に係る標準的販売価格の算出について適用する。

附 則（令和3年3月31日付け2農畜機第7454号－1）

この規程の改正は、令和3年4月1日から施行し、令和3年4月1日以後の期間に係る標準的販売価格の算出について適用する。

附 則（令和4年3月28日付け3農畜機第6992号）

この規程の改正は、令和4年4月1日から施行し、令和4年4月1日以後の期間に係る標準的販売価格の算出について適用する。

別紙様式 1

肉用牛肥育経営安定交付金制度に係る 取引頭数総括表【令和〇年〇月分】

都道府県名 : ○○県

1 名称 : ○○食肉センター

	黒毛和種去勢 (肉専用種)	交雑めす及 び交雑去勢 (交雑種)	乳用去勢 (乳用種)	データ対象範囲
○○食肉センター				
①今回提供データ対象(相対取引等)	頭	頭	頭	頭
②と畜のみ(取引を行っていない)	頭	頭	頭	頭
③取扱総頭数 ①+②	頭	頭	頭	頭

2 名称 : ○○県農業協同組合

	黒毛和種去勢 (肉専用種)	交雑めす及 び交雑去勢 (交雑種)	乳用去勢 (乳用種)	データ対象範囲
○○県農業協同組合				
①今回提供データ対象	頭	頭	頭	頭
○○食肉センター	頭	頭	頭	頭
××食肉センター	頭	頭	頭	頭
②25市場への出荷	頭	頭	頭	頭
③取扱総頭数 ①+②	頭	頭	頭	頭

注 : ①は、と畜先別に記載すること。

別紙様式2

相対取引枝肉価格データ【令和〇年〇月分】

名称:○○食肉センター等

別紙様式3

〇〇市場取引成績表【令和〇年〇月分】

市場名 :

区分	規格	取引頭数	平均枝肉重量	税込平均枝肉価格
		頭	kg	円/kg
(品種名) (性別)	A - 5			
	A - 4			
	A - 3			
	A - 2			
	A - 1			
	B - 5			
	B - 4			
	B - 3			
	B - 2			
	B - 1			
	C - 5			
	C - 4			
	C - 3			
	C - 2			
	C - 1			
合計				

区分	規格	取引頭数	平均枝肉重量	税込平均枝肉価格
		頭	kg	円/kg
(品種名) (性別)	A - 5			
	A - 4			
	A - 3			
	A - 2			
	A - 1			
	B - 5			
	B - 4			
	B - 3			
	B - 2			
	B - 1			
	C - 5			
	C - 4			
	C - 3			
	C - 2			
	C - 1			
合計				

区分	規格	取引頭数	平均枝肉重量	税込平均枝肉価格
		頭	kg	円／kg
(品種名) (性別)	A - 5			
	A - 4			
	A - 3			
	A - 2			
	A - 1			
	B - 5			
	B - 4			
	B - 3			
	B - 2			
	B - 1			
	C - 5			
	C - 4			
	C - 3			
	C - 2			
	C - 1			
合計				

区分	規格	取引頭数	平均枝肉重量	税込平均枝肉価格
		頭	kg	円／kg
(品種名) (性別)	A - 5			
	A - 4			
	A - 3			
	A - 2			
	A - 1			
	B - 5			
	B - 4			
	B - 3			
	B - 2			
	B - 1			
	C - 5			
	C - 4			
	C - 3			
	C - 2			
	C - 1			
合計				